

令和8年度

町単独那賀町工業用水道仁宇井戸ポンプ設備更新工事

特記仕様書

那賀郡那賀町

第1章 総則

第1節 適応

本特記仕様書は、「仁宇井戸ポンプ設備更新工事」に適用するもので、特記仕様書に準拠し、監督員の指示に従って施工しなければならない。また、本特記仕様書に、特に定めていない事項については全て監督員と協議し指示を受ける。特記仕様書は共通仕様書に優先するものとする。

第2節 一般事項

- 1.請負者は、本工事を施工するにあたり、共通仕様書・特記仕様書並びに関係法規を熟知し、これを遵守しなければならない。
- 2.契約締結後、速やかに設計図書及び施工計画書を監督員に提出し監督員に承諾を得なければならない
- 3.工事の施工にあたっては、保安・公衆衛生等に関する諸法規を遵守し現場管理、施工管理に十分な注意を払い、災害防止に努めて施工すること。
- 4.他の関連工事(送水管、付属施設等)と、工事用地及び施工上競合する部分については工事施工に際してあらかじめ監督員の指示に従って関連工事請負者と綿密な連絡をとり、相互協調しあつて施工するものとする。

第3節 承認事項

- 1.請負者は、契約締結後直ちに設計条件、設計図面により機器を設計し機器の据付図、配管図、電気関係線図、主要機器断面寸法図、主要材料メーカーリストの図書を提出し承認を受けるものとする。
- 2.請負者は、書類提出後監督員の承認を得てから製作及び施工するものとする。

第4節 適応規格

- 1.特記仕様書に記載なき事項については、下記の規格、基準等に準拠するものとする。
 - (1) 日本産業規格 (J I S)
 - (2) 日本電気工業会標準規格 (J E M)
 - (3) 電機設備技術基準
 - (4) 内線規定
 - (5) 労働安全衛生規則
 - (6) その他関係法規

第5節 その他

- 1.請負者は、竣工後技術者を派遣し、監督員及び地元関係者に取扱い要領、維持管理等の指導を行うものとする。

第2章 揚水機及び付帯設備

第1節 概 要

本設備は、取水ポンプ場・送水ポンプ場より工業用水を揚水するものでポンプ井の水位による自動運転を基本とする。

第2節 ポンプ設備

送水ポンプ場 送水ポンプ

1.型式	水中タービンポンプ	
2.数量	2台	
3.要領	(1)口径	80mm
	(2)揚水量	1.050m ³ /min
	(3)全揚程	50mH
	(4)取扱液	工業用水
	(5)フランジ規格	J I S 10K
	(6)電動機出力	15KW
	(7)電動機電圧	200V
	(8)定格電流値	67A以下
	(9)電動機種類	耐水絶縁式水中形誘導電動機
	(10)電動機起動方式	スターデルタ起動
4.材質	(1)ケーシング	FC200以上
	(2)羽根車	CAC406以上
	(3)主軸	SUS403以上
5.付属品	ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。	
	(1)水中ケーブル	20m
	(2)地上部	80A曲管・空気弁・圧力計1式付
	(3)その他必要なもの	1式
6.予備品	銘板	1枚
7.特記事項	電動機は水中仕様の構造とする。	

送水ポンプ場 逆止弁

1.型式	両フランジスイング式逆止弁	
2.数量	2台	
3.要領	(1)口径	80mm
	(2)フランジ規格	J I S 10K
4.材質	(1)弁箱	SCS13A以上
	(2)弁体	SCS13A以上
	(3)弁棒	SCS13A以上
5.付属品	(1)パッキン	1式
	(2)ボルト・ナット	1式
6.特記事項	同等又は同等以上の材質とする。	

送水ポンプ場 仕切弁

1.型式	両フランジ手動外ねじ式仕切弁	
2.数量	2台	
3.要領	(1)口径	80mm
	(2)フランジ規格	J I S 10K
4.材質	(1)弁箱	SCS13A以上
	(2)弁体	SCS13A以上
	(3)弁棒	SUS304以上
5.付属品	(1)パッキン	1式
	(2)ボルト・ナット	1式
6.特記事項	同等又は同等以上の材質とする。	

第2取水施設 取水ポンプ

1.型式	ステンレス製 水中タービンポンプ	
2.数量	2台	
3.要領	(1)口径	50mm
	(2)揚水量	0.385m ³ /min
	(3)全揚程	15.5mH
	(4)取扱液	工業用水
	(5)フランジ規格	J I S 10K
	(6)電動機出力	2.2KW
	(7)電動機電圧	200V
	(8)定格電流値	10.2A以下
	(9)電動機種類	キャンド式水中形誘導電動機
	(10)電動機起動方式	じか入れ起動
4.材質	(1)ケーシング	SUS304以上
	(2)羽根車	SUS304以上
	(3)主軸	SUS420J2以上
5.付属品	ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。	
	(1)水中ケーブル	20m
	(2)その他必要なもの	1式
6.予備品	銘板	1枚
7.特記事項	電動機は水中仕様の構造とする。	

第2取水施設 逆止弁

1.型式	両フランジスイング式逆止弁	
2.数量	2台	
3.要領	(1)口径	50mm
	(2)フランジ規格	J I S 10K
4.材質	(1)弁箱	SCS13A以上
	(2)弁体	SCS13A以上
	(3)弁棒	SCS13A以上
5.付属品	(1)パッキン	1式
	(2)ボルト・ナット	1式
6.特記事項	同等又は同等以上の材質とする。	

第2取水施設 仕切弁

1.型式	両フランジ手動外ねじ式仕切弁	
2.数量	2台	
3.要領	(1)口径	50mm
	(2)フランジ規格	J I S 10K
4.材質	(1)弁箱	SCS13A以上
	(2)弁体	SCS13A以上
	(3)弁棒	SUS304以上
5.付属品	(1)パッキン	1式
	(2)ボルト・ナット	1式
6.特記事項	同等又は同等以上の材質とする。	

第1取水施設 取水ポンプ

1.型式	ステンレス製 水中タービンポンプ	
2.数量	2台	
3.要領	(1)口径	50mm
	(2)揚水量	0.383m ³ /min
	(3)全揚程	31mH
	(4)取扱液	工業用水
	(5)フランジ規格	J I S 10K
	(6)電動機出力	3.7KW
	(7)電動機電圧	200V
	(8)定格電流値	16.3A以下
	(9)電動機種類	キャンド式水中形誘導電動機
	(10)電動機起動方式	じか起動
4.材質	(1)ケーシング	SUS304以上
	(2)羽根車	SUS304以上
	(3)主軸	SUS420J2以上
5.付属品	ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。	
	(1)水中ケーブル	30m
	(2)その他必要なもの	1式
6.予備品	銘板	1枚
7.特記事項	電動機は水中仕様の構造とする。	

第1取水施設 逆止弁

1.型式	両フランジスイング式逆止弁	
2.数量	2台	
3.要領	(1)口径	50mm
	(2)フランジ規格	J I S 10K
4.材質	(1)弁箱	SCS13A以上
	(2)弁体	SCS13A以上
	(3)弁棒	SCS13A以上
5.付属品	(1)パッキン	1式
	(2)ボルト・ナット	1式
6.特記事項	同等又は同等以上の材質とする。	

第1取水施設 仕切弁

1.型式	両フランジ手動外ねじ式仕切弁	
2.数量	2台	
3.要領	(1)口径	50mm
	(2)フランジ規格	J I S 10K
4.材質	(1)弁箱	SCS13A以上
	(2)弁体	SCS13A以上
	(3)弁棒	SUS304以上
5.付属品	(1)パッキン	1式
	(2)ボルト・ナット	1式
6.特記事項	同等又は同等以上の材質とする。	

第3節 ポンプ構造概要

本ポンプは工業用水を揚水するもので、水中において連続運転に耐える堅牢な構造とすること。ポンプは振動や騒音が少なく円滑に運転できると共に特に有害なキャビテーション現象が発生しない構造とする。

(a) 駆動騒音

ポンプ電動機は、水中形誘導電動機とする。

(b) ケーシング

内部圧力及び振動等に対する機械的強度並びに腐食・磨耗を考慮した良質の鑄鉄製品（ F C 2 0 0以上 ）とし、分解、組立が容易なものとする。

(c) 羽根車

良質強靱なる製品とし、固形物の混入に対し堅牢であること。材質は（ F C 2 0 0以上 ）とする。羽根車は、平衡を十分取ると共に表面は滑らかに仕上げること。

(e) 主軸

主軸は電動機軸を延長したもので伝達トルク及び振り、振動に対して十分な強度を有すること。材質は（ SUS 4 0 3以上 ）とする。

第3章 試験・検査

第1節 材料検査

主要部品について行うものとし、試験成績表その他監督員が指示する書類を提出し、承認を受けることにより検査に代えることができるものとする。

第2節 部品検査

材料検査と同じ

第3節 工場検査

請負者は工場試験に先立ち、試験要領書を監督員に提出し、承諾を得て工場検査を行い、合格したものを納入しなければならない。

第4節 現場運転調整

据付等全て完了後監督員の立会の上、各機器動作試験、試運転調整を行ない異常なきことを確認するものとする。また、これに要する費用は一切請負者の負担とする。

第4章 その他

- (1)工場製作に先立って、仕様書、施工計画書、設計計算書、設計図等を作成し、承認をうけること。
- (2)工事完了後直ちに完成図書を3部作成し提出すること。
- (3)試運転調整時には、指導員を派遣し、その指導にあたること。
- (4)ポンプ、電機設備、主配管等の工場製作状況及び、据付状況等について適宜、写真撮影記録を取ること。また、電気配管で埋設される部分、完成後、明視できない部分等については、特に留意して写真撮影を行うこと。
- (5)契約書、設計計算書及び仕様書に指示されていない事項であっても、設備施工上当然と認められる軽微な事項については、請負者の負担で処理するものとする。